

諮詢序：法務大臣

諮詢日：令和7年3月25日（令和7年（行情）諮詢第390号）及び同年4月9日（同第421号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（行情）答申第711号及び同第712号）

事件名：職員事故報告の一部開示決定に関する件
職員事故報告の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる20文書（以下、順に「文書1」ないし「文書20」といい、併せて「本件対象文書1」という。）及び別紙2に掲げる19文書（以下、順に「文書21」ないし「文書39」といい、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年5月17日付け法務省矯総第1562号及び同年6月13日付け同第1996号により法務大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示部分の一部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。また、原処分1に係る意見書については、諮詢序に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（1）審査請求書（原処分1関係）

ア 職員事故報告であるが、（事故発生後の処置）しか開示されていなく、開示請求者に対しての明らかな開示妨害である。

イ 事故者の（現級・号俸）（官職）（氏名）（年齢）すべてを不開（原文ママ）にするだけで良く、事故の内容をすべて不開示にする手口は職権の濫用である。

国民が事故の内容を見ただけで個人を特定することなどできないわ

けであるから個人情報の問題にはならない。

ウ これだけ事故内容をすべて消さると、事件をもみ消しているのと同じであり、法務省系列職員らだけは、何をして事件を発生させても、一切世間に知られないことになる危険な行為である。

エ 事故内容をすべて消してしまっている以上、国民がその事故内容を見て告発することさえできなく、ただの証拠隠滅であるから開示しなければならない。

オ 別にある職員の処分通知書ですら物を盗んだとか、店で店主に対して暴行を加えたとか、器物を損壊したと公表している。

上記内容から事故報告の（2事故の内容）を開示し（1の事故者をすべて不開示）にした物を開示しなければならない。

この処分の一部取消しを求める。

（2）審査請求書（原処分2関係）

すべてを塗り潰していて、ただの開示妨害であり、これでは法務省系列の職員らは事故を発生させても、内々で処分はするものの、事件として国民が事故報告書を見て告発をすることなど全くできず、また何をしたのかも一切知ることができず、情報公開制度の趣旨は説明責任を果たすものであり、氏名、階級、年齢を消すだけで個人を特定することはできないのであるから、事故内容と施設と処分年月日を開示しなければならない。

それでなければ処分が甘い場合、国民が告発すらできず、法務省系列の者だけは何をしてもゆるされることになる。

一部抹消だけにして、他は開示しなければならない為、この処分決定を取り消して、一部を開示して頂きたい。

（3）意見書（原処分2関係）

一緒に同封した令和7年（行情）390事件と全く同じ為、390号の意見書と証拠を同じく採用して審理して頂きたいと思います。

第3 質問序の説明の要旨

1 原処分1について

（1）原処分1に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年3月8日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書1を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書1についてその一部を不開示とした一部開示決定（原処分1）に対するものであり、審査請求人は、要するに、原処分1において不開示とされた部分のうち、各報告の「1 事故者」の欄に記録された情報以外の情報（以下、第3において「本件不開示部分1」という。）の開示を求めているものと解されることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

（2）本件不開示部分1の不開示情報該当性等について

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、合計20件の職員事故報告及び同報告の追報告である。

職員事故報告及び同報告の追報告は、矯正施設の職員による犯罪又は事故があった場合、矯正緊急報告規程（平成8年法務省矯正施設第516号法務大臣訓令）に基づき、当該矯正施設の長が、当該犯罪又は事故の内容について、矯正局長及び当該矯正施設を所管する矯正管区の長宛て速やかに報告するとされていることにより作成される文書である。

原処分1において、本件対象文書1のうち、特定職員事故に係る事故者（以下「事故者」という。）である職員の職務の級・号俸、官職、氏名、年齢及び平素の勤務状態、事故の内容、発覚年月日及び端緒、事故発生後の処置、事故者本人及び関係監督者に対する処分、捜査、調査及び関係機関への通報等の状況、報道機関の取扱い状況並びにその他参考事項が記録されている部分を不開示としているところ、審査請求人は、このうち、本件不開示部分1について開示を求めている。

本件対象文書1には、事故者である特定職員の氏名、官職及び年齢等が記載されていることから、各報告ごとに、一体として個人に関する情報であって、当該職員個人を識別することができる情報であるため、それぞれ当該職員に係る、法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。また、当該文書に係る事故については公表等されていないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。さらに、事故者が公務員であり、当該事案中に事故者の職務に関する部分を含むとしても、事故を起こしたとして報告の対象とされることは、当該職員に分任された職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当しない。

イ 本件不開示部分1の部分開示の可否について

次に、本件対象文書1に係る不開示部分のうち、審査請求人が開示を求めている本件不開示部分1について、法6条2項による部分開示の可否を検討する。

本件不開示部分1には、事故者の平素の勤務状態、事故の内容、発覚年月日及び端緒、事故発生後の処置、事故者本人及び関係監督者に対する処分、捜査、調査及び関係機関への通報等の状況、報道機関の取扱い状況並びにその他参考事項が記録されている。

（ア）職員の平素の勤務状態について

職員の平素の勤務状態については、個人識別部分に該当するため、

法6条2項による部分開示をすることはできない。

(イ) 上記(ア)以外の部分について

既に開示されている部分により、特定職員が起こした事故のおおよその内容が明らかになっているところ、特定職員事故に係る事故の内容、発覚の端緒、事故発生後の処置、事故者本人及び関係監督者に対する処分、捜査、調査及び関係機関への通報等の状況、報道機関の取扱い並びにその他参考事項が記録された部分が開示された場合、職場の同僚や知人等の関係者にとっては、当該職員を特定することが可能となり、これまで知られていなかった事故に関する詳細な内容等が当該関係者に知られることとなり、当該職員の権利利益を害するおそれがあることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分1に係る審査請求書において、職員の処分通知書(ママ)ですら事案の概要が公表されている旨主張しているところ、処分説明書は、国家公務員法89条1項の規定に基づき、懲戒処分の対象となった職員に対し、当該処分の際、交付しなければならないとされている文書であり、職員事故報告及び同報告の追報告とはその性質を異にするものであることから、不開示部分について、画一的に判断されるべきものではないことは明らかである。

(4) 以上のとおり、本件不開示部分1について、法5条1号に規定される不開示情報に該当するとした原処分1は妥当である。

2 原処分2について

(1) 原処分2に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年3月21日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書2の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書2について行った一部開示決定(原処分2)に対するものであり、審査請求人は、原処分2において不開示とされた部分のうち、「1 事故者」欄に記載された事項(事故者である職員の職務の級・号俸(「号級」を含む。以下同じ。)、官職、氏名及び年齢)を除いた部分(以下「本件不開示部分2」という。)の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分2の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分2の不開示情報該当性について

ア 職員事故報告は、矯正施設の職員による犯罪又は事故があった場合、矯正緊急報告規程に基づき、当該矯正施設の長が、当該犯罪又は事故の内容について、矯正局長及び当該矯正施設を所管する矯正管区の長宛てに速やかに報告するために作成される文書であり、本件対象文書2では、事故者である職員の職務の級・号俸、官職、氏名、年齢及び

平素の勤務状態、事故の内容、発覚年月日及び端緒、事故発生後の処置、事故者本人及び関係監督者に対する処分、捜査、調査及び関係機関への通報等の状況、報道機関の取扱い状況並びにその他参考事項が不開示とされているところ、当該不開示部分から、事故者の職務の級・号俸、官職、氏名及び年齢を除いた部分（本件不開示部分2）についても、これらの情報は全体として事故者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法5条1号に規定される不開示情報に該当する。

イ 次に法5条1号ただし書き（原文ママ）該当性を検討すると、当該職員事故は、報道機関に対する公表等がなされていないことから、同号イ（原文ママ）には該当しない。また、本件不開示部分2に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから、同号ロ（原文ママ）にも該当しない。さらに、事故者が公務員であり、本件不開示部分2に事故者の職務に関する部分が含まれているとしても、事故を起こしたとして報告の対象とされることとは、当該職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ハ（原文ママ）にも該当しない。

ウ また、法6条2項に規定される部分開示について検討すると、本件対象文書2については、当該事故が発生した日時、場所その他当該事故に係る具体的な状況等のほか、事故者の事故事実の端的な内容を開示した場合、事故者の同僚等の関係者にとっては、事故者を相当程度特定することが可能となり、一般的に、他人に知られることを忌避する性質の情報である、事故者の事故事実及びその具体的な内容が当該関係者に知られることになり、事故者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示の余地はない。

（3）原処分2の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分2について、法5条1号に規定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分2は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 令和7年3月25日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第390号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |

③ 同年 4 月 9 日	諮詢の受理（令和 7 年（行情）諮詢第 421 号）
④ 同日	諮詢庁から理由説明書を收受（同上）
⑤ 同月 18 日	審議（令和 7 年（行情）諮詢第 390 号）
⑥ 同月 25 日	審議（令和 7 年（行情）諮詢第 421 号）
⑦ 同年 5 月 12 日	審査請求人から各意見書及び資料を收受（令和 7 年（行情）諮詢第 390 号及び同第 421 号）
⑧ 同年 12 月 12 日	令和 7 年（行情）諮詢第 390 号及び同第 421 号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書 1 を含む複数の文書及び本件対象文書 2 の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分 1 の不開示部分のうち「2 事故の内容」欄の記載内容（以下「本件不開示部分 1」という。）及び原処分 2 の不開示部分のうち本件不開示部分 2（以下、本件不開示部分 1 と併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮詢庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書は、矯正緊急報告規程に基づき、特定刑事施設長が矯正局長及び矯正管区長に対し、特定職員事故について報告及び追報告を行った文書であり、①「事故者」欄（その中に「現級・号俸」欄、「官職」欄、「氏名」欄及び「年齢」欄が設けられている。）、②「事故の内容」欄、③「発覚年月日及び端緒」欄、④「事故発生後の処置」欄、⑤「本人の平素の勤務状態」欄、⑥「本人及び関係監督者に対する処分」欄、⑦「捜査、調査及び関係機関への通報等の状況」欄、⑧「報道機関の取扱い状況」欄及び⑨「その他参考事項」欄で構成されている。

このうち、本件不開示部分 1 は上記②欄の記載内容であり、本件不開示部分 2 は上記②欄ないし⑨欄の記載内容であると認められる。

（2）本件対象文書は、事故者による事故の内容等を取りまとめたものであり、当該事故者の氏名が記載されていることから、本件不開示部分は、報告書ごとに、全体として、当該事故者に係る法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(3) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

諮問庁の説明によると、当該事故は報道発表等されていないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない。また、本件不開示部分については、他に法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認めるべき事情は存しない。そうすると、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。さらに、職員事故報告の性格に鑑みると、本件対象文書に記載された情報が公務員である当該事故者の職務に関係する部分を含むとしても、事故を起こしたとして報告の対象とされることは、当該事故者に分任された職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当しない。

(4) 法6条2項による部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分については、これを公にすると、当該事故者の同僚等の関係者にとつては、当該事故者を特定することが可能となるものと認められ、その結果、これまで知られていなかった事故の詳細な内容等がこれらの者に明らかになることにより、当該事故者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、同項による部分開示をすることはできない。

(5) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことはいずれも妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙1 本件対象文書1

- 文書1 特定年月日A付け特定文書番号A 「職員事故報告」
- 文書2 特定年月日B付け特定文書番号B 「職員事故報告」
- 文書3 特定年月日C付け特定文書番号C 「職員事故報告」
- 文書4 特定年月日D付け特定文書番号D 「職員事故報告」
- 文書5 特定年月日E付け特定文書番号E 「職員事故報告」
- 文書6 特定年月日F付け特定文書番号F 「職員事故報告」
- 文書7 特定年月日G付け「職員事故報告」
- 文書8 特定年月日H付け特定文書番号G 「職員事故報告」
- 文書9 特定年月日I付け特定文書番号H 「職員事故報告」
- 文書10 特定年月日J付け特定文書番号I 「職員事故報告」
- 文書11 特定年月日K付け特定文書番号J 「職員事故報告」
- 文書12 特定年月日L付け特定文書番号K 「職員事故報告」
- 文書13 特定年月日M付け特定文書番号L 「職員事故報告」
- 文書14 特定年月日N付け特定文書番号M 「職員事故報告」
- 文書15 特定年月日O付け特定文書番号N 「職員事故報告」
- 文書16 特定年月日P付け特定文書番号O 「職員事故報告」
- 文書17 特定年月日Q付け特定文書番号P 「職員事故報告」
- 文書18 特定年月日R付け特定文書番号Q 「職員事故報告」
- 文書19 特定年月日S付け特定文書番号R 「職員事故報告」
- 文書20 特定年月日T付け特定文書番号S 「職員事故報告」

別紙2 本件対象文書2

- 文書2 1 特定年月日U付け特定文書番号T 「職員事故報告」
- 文書2 2 特定年月日V付け特定文書番号U 「職員事故報告」
- 文書2 3 特定年月日W付け特定文書番号V 「職員事故報告」
- 文書2 4 特定年月日X付け特定文書番号W 「職員事故報告」
- 文書2 5 特定年月日Y付け特定文書番号X 「職員事故報告」
- 文書2 6 特定年月日Z付け特定文書番号Y 「職員事故報告」
- 文書2 7 特定年月日 a 付け特定文書番号Z 「職員事故報告」
- 文書2 8 特定年月日 b 付け特定文書番号 a 「職員事故報告」
- 文書2 9 特定年月日 c 付け特定文書番号 b 「職員事故報告」
- 文書3 0 特定年月日 d 付け特定文書番号 c 「職員事故報告」
- 文書3 1 特定年月日 e 付け特定文書番号 d 「職員事故報告」
- 文書3 2 特定年月日 f 付け特定文書番号 e 「職員事故報告」
- 文書3 3 特定年月日 g 付け特定文書番号 f 「職員事故報告」
- 文書3 4 特定年月日 h 付け特定文書番号 g 「職員事故報告」
- 文書3 5 特定年月日 i 付け特定文書番号 h 「職員事故報告」
- 文書3 6 特定年月日 j 付け特定文書番号 i 「職員事故報告」
- 文書3 7 特定年月日 k 付け特定文書番号 j 「職員事故報告」
- 文書3 8 特定年月日 l 付け特定文書番号 k 「職員事故報告」
- 文書3 9 特定年月日 m 付け特定文書番号 l 「職員事故報告」